

公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部
令和8年度 喀痰吸引等研修開催要綱
(第一号・第二号研修)

1. 目的

この規程は、厚生労働省喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部が行う喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）の実施に関し必要な事項を定めることを目的としています。

2. 研修事業の名称

喀痰吸引等研修

3. 研修機関の名称及び所在地

名称 公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部

法人名 公益財団法人介護労働安定センター

所在地 〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目14番10号井手ビル4F

連絡先 TEL 089-921-1461

FAX 089-921-1477

4. 研修課程

(1) 第一号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為の範囲は以下の通りです。

① 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）

口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までが限度です。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

胃ろうまたは腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

(2) 第二号研修

不特定多数を対象とする課程で、履修する医行為は以下のいずれか、もしくは以下の範囲における任意の組み合わせによるものとします。

① 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）

口腔内、鼻腔内については咽頭の手前までが限度です。

② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）

胃ろうまたは腸ろうの状態確認、経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、看護職員が行います。

(3) 科目免除コース

直近の第二号研修における演習実施から一年以上経過している者及び直近の第二号研修における演習実施から一年を経過していない者で認定特定行為従業者として業務に就いていない者。また、実務者研修及び介護福祉士新カリキュラムの修了者。

(4) 特定行為の追加コース（実地研修のみ）

既に認定特定行為従事者として業務に就いている者で、直近の第二号研修における演習実施から一年を経過していない者は特定行為の実地研修のみを行います。

(5) 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修は実施しません。

5. 受講対象者及び定員

(1) 受講対象者

- ①愛媛県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、障害者（児）施設等（医療機関を除く）、居宅サービス事業等に就業し、資格を有する介護職員。

（資格：訪問介護員養成研修2級、訪問介護員養成研修1級、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護福祉士）

- ②現在勤務する事業所の利用者に上記医行為を行う対象者がいること。

- ③指導看護師（准看護師は不可）がおり、シミュレーション演習・実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。

- ④事業所が特定事業者として登録申請している又は登録申請を行う予定であること。

- ⑤免除科目以外の全課程出席可能であること。

(2) 募集定員

定員は40名、年1回実施

6. 実施期間

(1) 募集期間

令和8年4月6日（月）～開講前日

※定員になり次第受付終了

(2) 実施期間

- ①基本研修（講義・演習）

令和8年10月 6日～令和9年 1月22日

- ③ 実地研修

令和9年 1月23日～令和9年 5月31日

7. 研修実施場所

(1) 講義・演習

テクノプラザ愛媛

フジコビル G

(2) 実地研修

受講者が所属する法人の施設・事業所で実施します。

8. 実施方法

(1) 講義 9日間

(2) 筆記試験 講義修了後の翌日実施します。

筆記試験の内容は四肢択一とし、出題数30問、試験時間60分です。

(3) 演習 2日間

1回1人で実施し、1グループあたりの受講者数は10人以内とし、1グループに対し演習指導講師を1人以上配置し、指導及び評価をします。

(4) 実地研修

実地研修は受講者が所属する法人の施設・事業所で実施し、指導及び評価は原則として実地研修指導講師が実施するものとし、研修の実施にあたる体制整備及び研修修了の確認は公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部が行います。

9. 受講料等

(1) 受講料等

- | | |
|----------------------|---------------|
| ① 講義・筆記試験・演習 | 96,800円(消費税込) |
| ② 科目免除コース | 40,700円(消費税込) |
| ③ 特定行為の追加コース(実地研修のみ) | 5,060円(消費税込) |
| ④ テキスト代(科目免除コースも含む) | 2,420円(消費税込) |
| ⑤ 損害保険料 | |

実地研修にかかる受講生の損害保険料は公益財団法人介護労働安定センターが負担するため受講生からの徴収はありません。

(2) 徴収方法及び返還に関する規程

- ① 受講料等は公益財団法人介護労働安定センターが指定する銀行口座に所定の期日までに振込をお願いします。
- ② 受講料等の支払いを受けた場合の領収は振込票が領収となります。
- ③ 支払いを受けた受講料等は、講習開講日から起算して、14日前(9月21日)以降は返還をしません。
- ④ 応募者が定員に満たない等、当センターの事由にて研修を中止する場合には、支払いを受けた受講料等は全額返還します。

(3) その他

応募者が定員に満たない等の場合に、研修を中止することがあります。

10. 指導看護師について

指導看護師は常勤の看護職（保健師、助産師、看護師）で臨床での実務経験が3年以上あり、指導者講習会修了者または医療的ケア教員講習会修了者です。

なお、准看護師は指導看護師になれません。

受講者の基本研修（シミュレーション演習）及び実地研修の指導者として、本研修の目的、シミュレーション演習の進め方、評価方法・手順を理解し、自施設の受講生の指導・評価を行います。

11. 基本研修及び実地研修の修了評価方法

(1) 基本研修（講義）の修了評価方法

所定のカリキュラムの全てを受講した者が筆記試験を受験できるものとし、研修委員会で策定した筆記試験の総正解率が9割以上のものが合格です。

(2) 基本研修（演習）の修了評価方法

厚生労働省喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、演習指導者による評価を実施し、習得すべき知識及び技能を習得したと判断できれば修了認定を行います。

(3) 実地研修の修了評価方法

厚生労働省喀痰吸引等研修実施要綱に基づき、実地研修指導講師による評価を実施し、公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部が習得すべき知識及び技能を修得したと判断できれば修了認定を行います。

(4) 遅刻、早退、欠席の取り扱い

講義、演習に関し遅刻、早退、欠席があった場合には科目の修了は認めません。ただし、公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部長がやむを得ない事由と判断した場合には、補講を行うことができます。

なお、演習日に本人の責任が無く出席できない場合（指導看護師の体調不良等）は、当該遅刻、早退、欠席の取り扱いとはせず、公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部が演習に係る日時を別途設けます。

12. 補講の実施方法

(1) 筆記試験で不合格となった者のうち、7割以上の得点があった者に対しては、研修委員会で定めた90分を補講することで再試験を受けることができます。

筆記試験補講及び再試験日 令和9年1月13日（水）

(2) やむを得ない事由による遅刻、早退、欠席をした者に対しては、1時間未満の時間数は認めず、該当科目の時間数を補講する必要があります。

(3) 演習時間内に修了できない場合、希望者には有料にて別日の補講も可能です。

補講の場合、指導看護師の出席も必要です。

再評価実施日 令和9年1月25日（月）

（４）補講料

- ① 筆記試験不合格者の補講料は11,000円（消費税込）です。
- ② 遅刻、早退、欠席の補講料は1時間当たり3,080円（消費税込）です。
- ③ 演習未修了者の補講料は、講師・指導看護師の評価ともに、演習開始から評価票提出まで1時間あたり11,000円（消費税込）です。

13. 申し込み

下記の書類に必要事項を記入し、お申込ください。

（１）申し込み方法：郵送

（２）申込期間：令和8年4月6日（月）～開講前日 ※定員になり次第締め切り

（３）提出先：〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目14番10号井手ビル4F

（公財）介護労働安定センター愛媛支部

（４）提出書類

①受講申込書(様式1)

希望課程（1・2）、受講者氏名、生年月日、年齢、住所、連絡先、所属する施設の法人名、事業所名、事業所の住所、電話番号

②推薦状(様式2)

推薦する受講者名、実地研修先、実地研修指導看護師、利用者状況

③指導看護師調書及び承諾書(様式3)

氏名、生年月日（西暦で記入）、勤務先施設名、住所、種別、保有資格

④看護師免許証の写し

⑤指導者講習修了証書又は医療的ケア教員講習会修了証書の写し

⑥資格者証の写し

⑦実地研修に係る確認シート（様式4）

⑧提出書類チェックリスト

14. 受講通知

受講通知は所属事業主宛に通知します。

15. 修了証書

実地研修を修了した医行為に対して、修了証書を交付します。その修了証書をもって県に申請し、認定特定行為業務従事者として認定されます。

16. その他

- (1) 昼食は各自でご用意ください。
- (2) 駐車場は各自で最寄りの駐車場をご利用ください。
- (3) 参加者に関する個人情報は、参加者名簿の作成等研修事業関連の目的で使用することとし、適正に管理します。

17. 申し込み及び受講に関するお問い合わせ

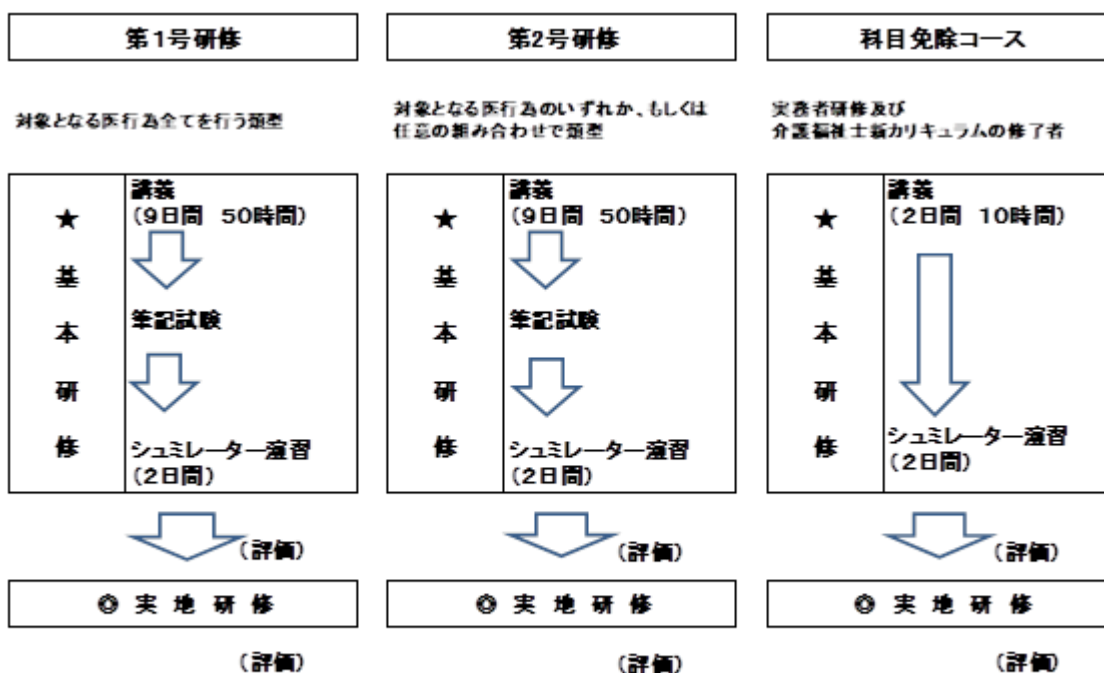
(公財) 介護労働安定センター愛媛支部

能力開発担当：向井・山藤

TEL 089-921-1461

FAX 089-921-1477

研修の流れ



★基本研修はポリテクセンター愛媛・フジコビル G で受講する。

◎実地研修は各所属事業所にて実施する。